

資料2－3

第3次島根県男女共同参画計画策定にあたっての 中間取りまとめ(案)

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	1
第2章 島根県における男女共同参画の現状と課題	
1 地域における慣行や意識の状況	2
2 政策・方針決定過程への男女共同参画の状況	3
3 家庭・職場における男女共同参画の状況	3
4 地域・農山漁村における男女共同参画の状況	4
5 個人の尊厳の確立に関する状況	5
6 企業向けアンケートの結果から	6
第2章 計画の概容	
1 島根県がめざす男女共同参画社会	8
2 計画の基本目標	9
3 施策体系	10
4 数値目標	11
第4章 具体的な取組	
 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成	
重点目標1 地域における慣習の見直しと意識の改革	12
重点目標2 男女共同参画に関する教育・学習の推進	13
 基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進	
重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成	16
重点目標4 ワーク・ライフ・バランスの取組支援	16
 基本目標Ⅲ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現	
重点目標5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	19
重点目標6 職場における男女共同参画の推進	20
重点目標7 地域・農山漁村における男女共同参画の推進	21
 基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立	
重点目標8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	25
重点目標9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	28
第5章 計画の推進	
1 全庁的な推進	30
2 計画の進行管理、公表	30
3 県民等と一体となった推進	30
<参考資料(案)> ※添付予定	
・第3次島根県男女共同参画計画策定までの審議経過	
・島根県男女共同参画審議会委員名簿	
・島根県男女共同参画推進条例	
・男女共同参画社会基本法	
・男女共同参画に関する県民の意識・実態調査の概要	

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

島根県では、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の理念に則り、平成13年2月に「島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)」を策定して以降、その時代の状況や課題に応じた施策により、男女共同参画を推進してまいりました。

平成23年5月には、「第2次島根県男女共同参画計画」を策定し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^(※)の推進や、男性や若者に向けての理解促進などの施策を新たに盛り込み、様々な取組を進めてきたところです。

その結果、男女共同参画への理解は少しずつ浸透し、様々な分野における女性の参画も着実に進んでいますが、その一方で、固定的な性別役割分担意識は根強く、女性に対する暴力も依然としてなくなっています。

また、長時間労働などにより仕事と生活の調和を図ることが難しい実態があるなど、解決すべき課題が残っています。

そして、平成27年8月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」）が成立するなど、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、社会全体として取り組んでいくことが求められているところです。

これまでの取組の成果と課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、「第3次島根県男女共同参画計画」を策定し、引き続き総合的、計画的に施策を展開していきます。

2 計画の性格

この計画は、男女共同参画社会基本法及び島根県男女共同参画推進条例（平成14年島根県条例第16号）に基づく男女共同参画計画であるとともに、女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画として位置づけるものです。

3 計画の期間

計画期間は平成28年度から32年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化などに対応し、適宜見直しを図ります。

(※)ワーク・ライフ・バランス:だれもが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発などの様々な活動を自分が希望するバランスで実現できる状態のこと。多様な働き方や生き方が選択でき、健康で豊かな生活を送ることができます。

第2章 島根県における男女共同参画の現状と課題

1 地域における慣行や意識の状況

県が平成26年度に実施した男女共同参画に関する県民の意識・実態調査^(※)（以下「実態調査」）によると、「男は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識を否定する人は65.2%で、平成21年度調査の60.5%に対し4.7ポイント増加しています。

特に、前回調査において固定的な性別役割分担意識を肯定する人が増加した20歳代でも、今回は一転して否定意識が大きく増加しており、この5年間で重点的に取り組んできた、若い世代を対象とした啓発の効果が表れています。

その一方で、「女性には細やかな気配りが、男性にはいざというときの決断力が必要だ」、「子育ては、やはり母親でなくてはと思う」、「自治会などの団体の代表者は、男性の方がうまくいく」、「家事、介護は女性の方が向いていると思う」という考え方については、肯定的な人の割合が6割を超えており、男女の役割に対する固定的な考え方方が依然として残っていることが窺えます。

また、社会活動の7つの分野^(※)における男女の地位について、「平等」と感じる人は33.0%で、平成21年度調査の34.6%に対して1.6ポイント減少しています（7分野の平均値）。各分野別では、依然として「学校教育の場」を除く6分野において「平等」よりも男性の優遇感が強く、特に「政治の場」及び「社会通念・慣習・しきたり」の分野でその傾向が顕著に表れています。

「社会全体で見た男女の地位の平等感」についても、前回調査と同じように、ほぼ8割の人が「男性の方が優遇されている」と感じており、「平等」や「女性の方が優遇されている」を大きく上回っています。

自治連合会や自治会の会長・副会長は、その9割以上が男性となっています。また、女性の公民館長は全体の6.3%に留まっているなど、地域における女性の参画は依然として進んでいません。^(※)

(※) 男女共同参画に関する県民の意識・実態調査：男女共同参画行政の推進や本計画策定の基礎資料として活用するため、県内に居住する満20歳以上の男女2,000人を対象に行った調査（有効回収数：1,044人）。平成11年度から5年毎に実施しています。また、男女の地位の平等感については、「家庭生活」、「職場」、「学校教育の場」、「政治の場」、「法律や制度」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「地域活動」の7つの分野のほか、「社会全体で見た場合」において調査しています。

(※) 自治連合会等の会長・副会長、公民館長に占める女性の割合：平成27年4月現在で、県の照会に対して報告があった市町村のみの数値。

男女共同参画社会の実現に向けては、男女共同参画に関する認識と正しい理解の定着が不可欠であり、学校・家庭・地域・職場など、あらゆる場面での理解促進、啓発に努める必要があります。

これまでの取組を踏まえ、今後も、地域における慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、あらゆる世代に対し、継続した広報・啓発活動を展開していきます。

2 政策・方針決定過程への男女共同参画の状況

県の審議会等における女性の委員の割合は43.5%で、平成18年度以降、40%台を維持しており、市町村においては24.6%と、平成21年度以降、微増傾向となっています。

また、県職員の管理職に占める女性の割合は7.9%で、第2次計画策定時（平成22年度）から2.7ポイント増加しています。

政策・方針決定過程への女性の参画は進められていますが、実態調査において県の政策に対し女性の意見が反映されていないと考える人が半数を超えるなど、一人ひとりの意識や実感につながっていない現状があります。

多様な視点を生かした社会形成を進めるためにも、行政、企業、団体などにおいて、政策・方針決定過程への男女共同参画をより一層推進していく必要があります。

3 家庭、職場における男女共同参画の状況

実態調査によると、仕事、家庭生活、地域活動などのバランスについて、希望として「仕事と家庭生活をともに優先したい」人は、男性（36.9%）、女性（42.2%）、全体（39.5%）とも最も多くなっています。

一方で、家庭生活における家事、育児、介護については、依然として妻が担うケースが多く、現実には、女性では「家庭生活を優先している」（28.8%）が最も多く、男性では「仕事を優先している」（36.9%）が突出して多くなっています。

前回調査と比較すると、「休養」と「地域・社会活動」の時間が取れているとする回答が大きく減少しており、取れていないとする回答は、いずれも20～50代の働き盛りの男性に多くなっています。

平成26年度に県が実施した労務管理実態調査^(※)（以下「労務管理調査」）からは、育児・介護休業制度を規定する事業所の割合は増加し、就業環境の整備が進みつつある反面、実際の休業制度利用者は依然として少ない状況が窺えます。

(※) 労務管理実態調査：労働行政を推進していくための基礎資料とするため3年ごとに実施している調査であり、平成26年度は県内の民営2,216事業所を対象に行った。（有効回答数：1,270事業所）

平成22年度の国勢調査によると、労働力率については、男性は全国平均をやや下回っていますが、女性は全国平均を上回り、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブは緩やかとなっています。平成24年の就業構造基本調査（総務省）（以下「就業構造調査」）でも、育児（未就学児）をしている女性（25～44歳）の有業率は島根県が全国でも最も高いなど、結婚や子育てを迎える時期でも女性の離職率が低い実態が窺えます。

実態調査では、女性と仕事に関する考え方について、「子どもができても、ずっと仕事を続ける方がよい（就労継続）」とする人が大半（54.5%）を占めています。就労継続を支持する割合は平成11年度調査から毎回増加しており、全国調査^(※)と比較しても高い支持率となっています。

一方で、女性の働き続けやすさについては、70.3%の人が「働き続けにくい」と認識しており、その原因として育児施設や介護施設が十分でないことや、不安定な雇用形態が多いことなどが挙げられています。

また、係長以上の役職に女性を登用している事業所の割合は次第に高まっていますが、就業構造調査によると、全業種における管理的職業従事者に占める女性の割合は全国よりも低い実態があります。

男女共同参画社会の実現のためには、男女がともに社会のあらゆる活動に参画できることが重要であり、家庭・地域・職場などにおいて男女とも調和のとれた生活を送ることができるよう、家庭生活と仕事との両立支援や、誰もが希望に応じた働き方ができるような環境の整備に取り組む必要があります。

4 地域・農山漁村における男女共同参画の状況

本県の人口は、少子高齢化や県外への流出などにより年々減少しており、農山漁村における第一次産業の担い手の確保をはじめとして、中山間地域における集落や中心市街地での地域社会の運営が困難になっているケースも生じています。

国勢調査によると、本県の第一次産業従事者に占める女性の割合は35.4%となっており、農林水産業において女性は大きな役割を担っています。

一方で、農業委員^(※)をはじめ、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員に占める女性の割合は依然として低い状況です。

(※)内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」（平成26年8月）によると、「子どもができても、ずっと職業を続ける方がよい」を選択した人は44.8%。

(※) 農業委員：市町村農業委員会の委員として選任される農家や農業者の代表。農地行政の推進を図るほか、農家や地域農業の立場に立って要望や悩みに応えていく役割を担っています。

家族経営協定(※)を締結している農家数は、平成21年度以降増加し続けています。今後も、農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画はもとより、女性の経済的地位の向上や、農業経営への女性の参画を促進していく必要があります。

平成23年に発生した東日本大震災では、男女共同参画の視点が十分に反映されていないことにより、避難所や仮設住宅等の運営において様々な問題が顕在化しました。

県や市町村の防災対策については、防災会議の委員への女性の登用など、女性の意見を反映しようとする取組が進められていますが、まだ、十分とは言えません。

災害時に要配慮者へ十分に配慮した対応がなされるよう、平常時から男女共同参画の視点を取り入れ、防災対策を考えていくことが必要です。

高齢者や障がい者が安心して日常生活を送るためには、社会や地域の支えが必要です。また、高齢者の介護や障がい者の対応は、家族の中でも特に女性が担うケースが多く、女性が負担を感じる場合も少なくありません。

国際化の進展に伴い、県内に在住する外国人も増加しています。外国人は言葉や文化の違いにより孤立しやすく、加えて女性であることにより更に困難な状況に直面することも考えられます。

男女がともに個性と能力を發揮し、協力しながら農林水産業や地域社会を支えていくことができるよう、引き続き地域や農山漁村における男女共同参画の推進に取り組むとともに、誰もが安心して暮らせる地域の環境づくりに努めます。

5 個人の尊厳の確立に関する状況

毎年、県の女性相談センター等には多数の相談が寄せられており、相談内容(主訴別)では、「夫等からの暴力」、「離婚問題」などを合わせた夫婦間の問題が多数を占めています。

また、何らかの事情で保護が必要な女性に対して行っている一時保護については、原因として夫やパートナーからの暴力によるものが大半を占めています。

実態調査では、「直接DV(※)を経験したことがある、または、自分のまわりに経験した人がいる」と答えた人は、全体の25.9%で、平成21年度調査の25.0%からほぼ横ばいであります。若者を中心とした「デートDV」(※)も発生しています。

(※) 家族経営協定:農業の家族経営内で女性農業者や後継者の地位や役割を明確化するため、個人の役割分担、労働時間などの就業条件、収益の分配、経営の継承などについてルール化するもの。

(※) DV(ドメスティック・バイオレンス):配偶者やパートナー等密接な関係にある者からふるわれる身体的、精神的、性的暴力。

(※) デートDV:若い世代の間でおこる交際相手からの暴力。

DV防止法の認知度も高まり、相談体制の整備など、これまで様々な取組が進められてきましたが、依然としてDVはなくなっていません。

DVや性犯罪などは、重大な人権侵害であるにもかかわらず、周囲からの発見が困難であったり、被害者本人が被害の届出に消極的になるなど、潜在化、深刻化しがちです。

個人の人権を著しく侵害し、その自立や自由な活動を妨げる暴力の根絶のために、引き続き未然防止や若年期からの予防啓発を図るとともに、被害者の保護、支援に取り組む必要があります。

10代の人工妊娠中絶率などは減少傾向にありますが、若年期の保健対策と健康教育の推進のため、引き続き子どもの発達段階に応じた性教育や、性感染症、薬物乱用、喫煙などに対する正しい知識の普及啓発に取り組む必要があります。

妊娠、出産については、晩婚化等によるハイリスク妊娠・出産が増加しており、また、分娩取扱施設の減少や産科医師が不足していることなどから、安全で安心な出産ができる環境づくりが求められています。

受診啓発への取組等により、女性に特有な乳がんや子宮がんの検診受診者数は増加していますが、働きざかり世代の男性に多い自殺や生活習慣病なども含め、引き続き性差を踏まえた健康づくりに努めます。

6 企業向けアンケートの結果から

県が平成27年に実施した職場における女性の活躍に関するアンケート調査(※)（以下「アンケート調査」）によると、女性にとって働き続けやすい職場に必要な事項として「育児のための休暇制度の充実」や「定時退社の推進」、「職場復帰支援の充実」が上位を占めており、仕事と家庭生活を両立できる職場環境が最も重視されていることがわかります。

仮に出産することとなった場合、子育てのための離職を選ぶ人は少なく、6割以上の女性が育児休業取得後の職場復帰を望むなど、出産を経ての就業継続を希望する人が大半を占めています。

女性が職場で働く上で不利であることの理由として、給与・待遇での男女差や家事・育児の負担を挙げる女性が多く、期待される行政施策としては、経営者、社員とも、子育て環境の整備や、出産後の女性を再雇用する企業の奨励など、仕事と子育ての両立支援を選択する人が多い結果となっています。

(※) 職場における女性の活躍に関するアンケート調査：女性活躍推進法に基づく県推進計画策定の基礎資料として活用するため、県内の事業所1,000社を対象に行ったアンケート調査。(回収数：経営者向け 367件、社員向け 690件)

管理職への昇進については、女性が男性に比べて消極的であり、その理由として、男性よりも、仕事と家庭の両立が困難であることのほか、自分の能力に自信がないことを選択する人が多くなっています。

女性の活躍を推進する上での課題として、経営者、社員とも、「女性が担当できる仕事が限られている」ことを挙げる人が多く、女性の活躍の場が限定されている実態が窺えます。

働くことを希望する女性が、希望に応じた働き方を実現できるようにするには、男女共同参画を幅広い分野で総合的に推進すると同時に、女性が職場において活躍できる環境を整備していくことが重要です。

このため、子どもを産み、育てながら働き続けることを望む女性が多いのならば、出産や育児により離職することなく、継続して働くことができるよう、仕事と子育て・介護を両立させることのできる環境整備を進めていくことが必要です。

また、潜在化した女性の能力を引き出し、職場において最大限に生かしていくため、長期的なキャリア形成や能力開発を支援し、手本となるロールモデルの普及などに努めるとともに、女性が活躍できる職域の拡大を図る必要があります。

そして、女性に配慮した職場内施設整備への支援を行政に期待する人も多く、女性が働きやすい職場環境づくりを推進していくことも重要です。

アンケート調査の結果からは、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(※)について、情報不足により策定を躊躇している中小企業が多いことが確認できます。

女性が働きやすい職場の拡大のため、各事業主への情報提供のほか、計画策定に取り組む企業への支援に努める必要があります。

(※) 一般事業主行動計画：民間企業等が、社内における女性の活躍の推進のために、自社の女性の活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情についての分析を踏まえた上で策定することとされた行動計画。計画期間、数値目標、取組内容、実施時期などを盛り込むこととされている。なお、常時雇用する労働者が300人以下の企業等については、策定は努力義務。

第3章 計画の概容

1 島根県がめざす男女共同参画社会

中山間地域が大半を占め、少子高齢化が急速に進んでいる島根県では、中小企業や家族経営などの規模の小さな事業体が多く、女性の活躍の場は農林水産業や建設業なども含め、幅広い分野に及んでいます。また、女性は地域活動の担い手としても重要な役割を担っています。

これらのことから、女性の発想や能力が、職業生活、地域・生産活動などあらゆる分野で生かされ、男女がともに責任を分かれ合い、支え合いながら、いきいきと暮らしていくける環境づくりが求められています。

島根県がめざす男女共同参画社会とは…

県民一人ひとりの人権が尊重されています。

県民一人ひとりが個性や能力をしっかりと發揮しています。

そして、男女ともに自らの行動に責任を持ち、ともに支え合いながら、いきいきと心豊かに暮らしています。

〈家庭では〉

○家事、育児、介護などを家族みんなで協力し合いながら生活しています。

〈職場では〉

○男女がともに働きやすい職場環境が整備され、一人ひとりが能力や意欲をしっかりと発揮しながら、いきいき働いています。

〈地域では〉

○男女がともに地域活動やボランティア活動などに積極的に参画し、お互いが支え合いながら安心して暮らしています。

〈学校では〉

○お互いの個性を認め合う、思いやりのある子どもたちが育っています。

2 計画の基本目標

本県における男女共同参画の現状や課題を踏まえ、男女共同参画の推進に向けた施策を総合的、計画的に展開するため、次の4つの基本目標を定めました。

また、それぞれの基本目標には、数値目標を定めました。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成

男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられる社会のしきたりや慣習などについて、社会的な合意を得ながら見直していくため、男女共同参画に関する認識と正しい理解の定着に努めます。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が仕事、家庭生活、地域活動において等しく責任を分かち合いながら、調和の取れた、充実した生活を送ることができるようになりますため、これまでの働き方を見直し、改善していくための取組を推進します。

基本目標Ⅲ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

将来にわたり活力に溢れた社会を構築するため、女性活躍推進法の趣旨を踏まえながら、社会のあらゆる分野における活動に男女が平等に参画でき、その個性と能力を十分に発揮できるような環境づくりに取り組みます。

基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立

男女の個人としての尊厳を確立するため、あらゆる暴力の根絶に努めます。

また、男女がお互いの身体的特質を理解し、支え合いながら生きていけるよう、生涯を通じた健康の保持増進のための環境づくりに努めます。

3 施策体系

基本目標には、それぞれ重点目標を定め、施策の推進を図ります。

基本目標（4項目）	重点目標（9項目）	施策の方向性（21項目）
I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成	1 地域における慣行の見直しと意識の改革 2 男女共同参画に関する教育・学習の推進	(1) 全県的な広がりを持った広報・啓発活動の展開 (2) 男性や若者にとっての男女共同参画の推進 (3) 男女共同参画に関する情報の収集・提供 (1) 学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進 (2) 家庭・地域・職場における男女共同参画に関する教育の推進
II ワーク・ライフ・バランスの推進	3 ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成 4 ワーク・ライフ・バランスの取組支援	ワーク・ライフ・バランスの理解促進と定着 子育てや介護の支援と就業環境の整備
III 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現	5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 6 職場における男女共同参画の推進 7 地域・農山漁村における男女共同参画の推進	(1) 県の政策・方針決定過程への女性の参画の推進 (2) 市町村、企業、団体等における取組の促進 人材育成とネットワークづくり (1) 農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の推進 (2) 農林水産業における女性の経済的地位向上の推進 (3) 地域活動における男女共同参画の推進 (4) 防災対策における男女共同参画の推進 (5) だれもが安心して暮らせる環境の整備
IV 個人の尊厳の確立	8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶 9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	(1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護などの推進 (2) 性犯罪等への対策の推進 (3) ハラスメント防止対策の推進 (1) 思春期・若年期における健康づくり (2) 妊娠・出産などに関する健康支援 (3) 中高年期における健康づくり

4 数値目標

基本目標	項目	現状値 (H27)	目標値 (H32)	単位
I	1 男女の地位が平等だと思う人の割合(7分野平均) (※1)	33.0 (H26)	40.0 (H31)	%
	2 固定的性別役割分担意識に否定的な人の割合	65.2 (H26)	75.0 (H31)	%
II	再掲 固定的性別役割分担意識に否定的な人の割合	65.2 (H26)	75.0 (H31)	%
	3 育児休業制度を就業規則で規定する事業所の割合 (※2)	89.5 (H26)	100	%
	4 育児休業制度を利用した人の割合 (※2)	34.0 (H26)	40.0	%
	5 介護休業制度を就業規則で規定する事業所の割合 (※2)	83.7 (H26)	100	%
	6 介護休業制度を利用した人がいる事業所の割合 (※2)	2.5 (H26)	10.0	%
	7 こっころカンパニー認定企業数	256 (H26)	440	企業
III	8 県の審議会等への女性の参画率	40.5	40%台 を維持	%
	9 県職員の管理職に占める女性の割合 (※3)	7.9	検討中	%
	10 係長以上の役職に女性を登用している事業所の割合 (※2)	60.3 (H26)	検討中	%
	11 しまね女性の活躍応援企業認定企業数	-	150	企業
	12 家族経営協定締結数	191 (H26)	221	経営体
	13 農業委員に占める女性の割合	6.4 (H26)	9.4	%
	14 しまね女性ファンドを活用した新規の活動件数	125 (H22～H26)	140 (H27～H31)	%
IV	15 DV相談支援センターの認知度	49.6 (H26)	80.0	%
	16 特定健康診査受診率 (※4)	47.4 (H25)	70.0 (H29)	%
	17 10代の人工妊娠中絶率 [女子人口千人比]	4.3 (H25)	4.0	%

(※1):7分野とは、「家庭生活」、「職場」、「学校教育の場」、「政治の場」、「法律や制度」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「地域活動」のこと。男女共同参画に関する県民の意識・実態調査において、各分野ごとに男女の地位の平等感について調査。

(※2):島根県が行う労務管理実態調査による数値。

(※3):病院職員、教育職員、警察職員を除く。

(※4):厚生労働省「特定健康診査、特定保健指導の実施状況に関する事項について」による公表値。

第4章 具体的な取組

基本目標1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成

重点目標1 地域における慣行の見直しと意識の改革

地域における慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向け、市町村と連携し、県民をはじめ企業、団体等への広報・啓発活動に努めます。

施策の方向性と具体的な取組

1 全県的な広がりをもった広報・啓発活動の展開

県民をはじめ、企業、団体等を対象に、男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発活動を展開します。

①県立男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で男女共同参画の理解促進に向けた学習研修事業を開催します。 (環境生活総務課)

②企業、団体、学識経験者、報道機関などと連携し、男女共同参画社会づくりに向けた具体的な取組を促進するため、島根県男女共同参画社会形成促進会議(※)を開催します。 (環境生活総務課)

③県の広報誌やホームページなどを活用して、男女共同参画に関する取組事例や各種研修会などの様々な情報を提供します。また、テレビや新聞などで男女共同参画について取り上げてもらうため、報道機関に積極的に情報提供します。
(環境生活総務課)

④6月の男女共同参画推進月間には、県民や関係機関と連携して啓発事業を開催するとともに、各種広報媒体を活用して意識啓発を行うなど、重点的な広報・啓発活動を展開します。 (環境生活総務課)

⑤企業、団体等における理解と取組の促進を図るため、研修会などを活用して、企業、団体の役員等へ働きかけます。(環境生活総務課、雇用政策課、中小企業課)

⑥報道機関、企業、団体などに男女共同参画の視点に立ったメディア表現について働きかけます。また、県の広報誌やホームページなどは、男女共同参画の視点を踏まえて作成します。 (環境生活総務課)

(※) 島根県男女共同参画社会形成促進会議:男女共同参画社会の形成の促進を図ることを目的に県が設置する会議。県内の関係機関、商工団体、女性団体、学識経験者、報道機関などで構成。

2 男性や若者にとっての男女共同参画の推進

男性や大学生などの若者を対象に、男女共同参画の理解促進に努めます。

①市町村等と連携し、県内各地で男性を対象とした学習研修事業を開催します。

(環境生活総務課)

②若者が男女共同参画の視点を持ち、自らの生活をマネジメントできる能力を身につけるために、大学等と連携し、学習研修事業を開催します。(環境生活総務課)

③DV予防のためには、若年期からDVに対する認識を深めることが有効であるため、若年層を対象とした啓発を行います。 (青少年家庭課)

④中学校、高等学校、特別支援学校で授業等を通じて、生徒にDVやデートDVを予防啓発していきます。 (教育指導課)

3 男女共同参画に関する情報の収集・提供

男女共同参画に関する実態の把握に努めるとともに、関連する情報の収集・整備・提供を行います。

①男女共同参画に関する県民の意識・実態調査を実施し、公表します。

(環境生活総務課)

②女性の活動に関する情報の収集、整備に努め、県の審議会委員への登用などに活用します。 (環境生活総務課)

③男女共同参画に関する情報を広く県民に提供するため、書籍や映像資料の収集や啓発パネルの整備などを行います。 (環境生活総務課)

④県及び市町村の男女共同参画に関する施策の実施状況を調査し、年次報告として取りまとめ、公表します。 (環境生活総務課)

重点目標2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

男女共同参画社会づくりに向けた慣行の見直しや意識の改革に向け、学校や家庭、地域、職場において男女共同参画に関する教育・学習の推進に努めます。

施策の方向性と具体的な取組

1 学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進

保育をはじめ幼児教育、学校教育において、次代を担う子どもへの男女共同参画に関する教育を推進するとともに、教職員に対する研修の充実に努めます。

①子どもの個人差に留意しつつ、固定的な性別役割分担意識を植えつけることのな

いような保育が行われるよう、保育所職員への研修などを実施します。

(青少年家庭課)

②固定的性別役割分担意識にとらわれず、他の人々と親しみ、支え合って生活できる幼児の育成実践が進むよう教員研修を行います。

(教育指導課、人権同和教育課)

③私立学校において、子どもの人権に配慮し、男女共同参画の視点に立った教育、指導が行われるよう啓発します。

(総務課)

④家庭科教育では、研修内容の充実や出前講座等の機会拡充により教員の指導力を高めるとともに、児童生徒が多様な生き方や価値観を認め、男女が協力して家庭生活を営む力を育みます。

(教育指導課)

⑤子ども一人ひとりが性別による固定的な考え方にはとらわれず、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけられるよう、発達段階に応じて、きめ細かい指導の充実に努めます。

(人権同和教育課)

⑥学校教育において、男女共同参画に関する教育が推進されるよう、指導資料の収集、情報提供に努めます。

(人権同和教育課)

⑦互いの個性を認め合い、尊重しようとする子どもの育成に向け、教育センターの管理職研修、人権・同和教育主任等研修や校内の教職員研修の内容が充実するよう、研修資料の収集、情報の提供に努めます。

(人権同和教育課)

2 家庭・地域・職場における男女共同参画に関する教育の推進

家庭や地域における教育力の向上を図るために、社会教育関係者等への啓発に努めます。

また、企業や団体等における男女共同参画の推進のため、役員等への情報提供、啓発に努めます。

①男女が共に家庭生活に参画し、家庭における教育の重要性について親の気づきを促す機会を提供できる親学プログラム(※)の普及に努めます。

(社会教育課)

②公民館職員等社会教育関係者や地域で人権・同和教育にあたる指導者への研修などを通じて、男女共同参画社会の形成に向けて、地域リーダーの意識啓発に努めます。

(人権同和対策課)

(※) 親学プログラム：親としての役割や子どもとの関わりについて、気づきを促すことを狙いとする学習プログラム。参加者同士が交流しながら、自ら気づきを考えることを重視する参加型の学習方法を用いています。

③島根県幼、小中、高、特別支援P T A合同研修会などを通じて、男女共同参画に関する家庭教育の重要性について認識を深めるよう働きかけます。(社会教育課)

④地域において住民の学習活動を支援している人たちが活用できる、男女共同参画に関する啓発資料の収集・情報提供に努めます。 (社会教育課)

⑤企業、団体等における理解と取組の促進を図るため、研修会などを活用して、企業、団体の役員等へ働きかけます。【再掲】

(環境生活総務課、雇用政策課、中小企業課)

基本目標II ワーク・ライフ・バランスの推進

重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成

ワーク・ライフ・バランスをより一層推進するため、県民や企業、団体への意識啓発を行います。

施策の方向性と具体的な取組

ワーク・ライフ・バランスの理解促進と定着

社会におけるワーク・ライフ・バランスへの取組をより活発なものにするため、県民や企業、団体への意識啓発を行います。

<県民への意識啓発>

①県立男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で企業を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する学習研修事業を開催します。

(環境生活総務課)

②ワーク・ライフ・バランスへの取組が、企業の生産性や業績の向上、個人生活の充実、さらには地域社会の活性化につながることを、県の広報誌やホームページなどにより広く県民にPRします。 (環境生活総務課、青少年家庭課)

<企業、団体への意識啓発>

③企業、団体における理解と取組の促進を図るため、企業、団体の役員などを対象にした研修会を開催します。 (雇用政策課、環境生活総務課)

④ワーク・ライフ・バランスを分かりやすく紹介したリーフレットや県のホームページや広報誌などを活用し、情報提供や意識啓発を行います。

(雇用政策課、青少年家庭課、環境生活総務課)

重点目標4 ワーク・ライフ・バランスの取組支援

一生を通じて働き続けていくことのできる環境づくりのため、子育て環境の整備や介護サービスの充実に取り組むとともに、企業、団体における就業環境の整備に向けた支援に努めます。

施策の方向性と具体的な取組

子育てや介護の支援と就業環境の整備

育児・介護休業制度の活用促進をはじめ、子育てや介護の環境整備に努めます。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現や男女に均等な雇用環境の整備・改善に取り組む企業や団体を支援します。

<育児・介護休業制度の活用促進>

①出産後も仕事を続けることができる職場づくりの促進のため、育児休業等を取得

した後も、継続した勤務を奨励する小規模事業者等への支援を行います。

(雇用政策課)

- ②従業員の子育てを積極的に支援し、仕事と家庭の両立ができる職場づくりを推進する企業を「こっころカンパニー」として認定し、県の各種融資制度や入札制度などで優遇します。さらに、育児休業取得率などの実績による「プレミアムこっころカンパニー」を発表し取組事例を広くPRします。

(青少年家庭課、中小企業課、土木総務課)

- ③積極的に育児に参加するイクメンや、従業員の子育てに理解を示し、仕事の効率の向上や自らの仕事と私生活を楽しむことのできるイクボスを増やすことを目的とし、講演会等を行います。

(青少年家庭課)

- ④育児・介護休業の取得を促進するため、育児・介護休業者の生活資金を低利で融資します。

(雇用政策課)

- ⑤子育てや介護を行う職員に向けた制度等の周知に努めると共に、休暇等取得しやすい職場環境整備に努めます。また、県の男性職員の育児休業等の取得率向上に向けて、引き続き啓発に努めます。

(人事課、警務課)

＜子育て環境の整備＞

- ⑥保育の実施主体である市町村と連携し、地域ニーズに適切に対応した施設整備や定員管理などにより待機児童ゼロを目指すとともに、保育料の軽減に取り組みます。

(青少年家庭課)

- ⑦子育てと仕事の両立や子育て不安の解消を図るため、子育て中の保護者とその家族に対して、延長保育、休日保育、病児・病後児保育などの多様なニーズに対応した子育て支援サービスを市町村と連携して提供します。

(青少年家庭課)

- ⑧保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、市町村と連携して放課後児童クラブの施設整備を強化するとともに、児童館などを利用して遊びや生活の場の提供に努めます。

(青少年家庭課)

- ⑨幼稚園での預かり保育、施設の開放、子育て相談などの子育て支援機能が更に充実するよう市町村に働きかけます。

(教育指導課)

- ⑩母子家庭の母等に対して、個々の状況・ニーズに応じた就業支援等を推進します。また、父子家庭に対する相談体制を充実します。

(青少年家庭課)

- ⑪子育て中の悩みに迅速・的確に対応できるよう、児童相談所の相談・支援体制の強化と市町村の児童相談体制の充実を支援します。

(青少年家庭課)

<介護サービスの充実>

⑫県の介護保険事業支援計画(※)に沿って、介護サービスの基盤整備の支援に努めます。
(高齢者福祉課)

⑬介護についての相談窓口や介護サービスについて、ホームページなどを活用し、情報提供に努めます。
(高齢者福祉課)

<就業環境の整備>

⑭従業員が働きやすい職場環境づくりを促進するため、中小・零細企業にアドバイザーを派遣してワーク・ライフ・バランスの推進や就業規則の見直しなどの労務管理に対して助言や情報提供を行います。
(雇用政策課)

⑮労働条件や就業環境などに関する相談窓口を設け、アドバイスを行います。また、島根労働局などの関係機関と連携して適切な解決に努めます。
(雇用政策課)

⑯男女に均等な雇用環境を整備するため、事業主や県民に対するセミナーの開催や県のホームページ、広報誌などで広くPRします。
(雇用政策課)

(※) 島根県介護保険事業支援計画：全県で同じような介護保険のサービスが提供できるよう、県域ごとに介護サービスの整備目標を設定するとともに、サービスに必要な人材確保、人材育成についての方向性を定めた計画。

基本目標Ⅲ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

重点目標5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

行政、企業、団体等における政策・方針決定過程への男女の参画を推進するため、県における審議会等への女性の参画や女性職員の登用に努めます。また、市町村、企業、団体等においても女性の参画が促進されるよう取り組んでいきます。

施策の方向性と具体的な取組

1 県の政策・方針決定過程への女性の参画の推進

県の政策・方針決定過程において女性の意見を反映していくため、審議会等への女性の参画促進や、県職員の管理職に占める女性の割合の向上に努めます。

①審議会等の委員の選任にあたっては、女性委員の割合が10分の4未満とならないよう努めます。
(人事課、環境生活総務課)

②職員のキャリア形成や、働きやすい環境整備に取り組み、県の政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。
(人事課)

③女性の活動に関する情報の収集、整備に努め、県の審議会委員への登用などに活用します。【再掲】
(環境生活総務課)

2 市町村、企業、団体等における取組の促進

市町村、企業、団体等における政策・方針決定過程において、女性の意見が反映されるよう働きかけます。

①市町村の政策・方針決定過程において女性の意見が反映されるよう、各種会議などを通じて、審議会等への女性委員や女性職員の登用促進などを働きかけます。
(環境生活総務課)

②企業、団体等における方針決定過程において女性の参画が進むよう、各種会議、研修などを活用して働きかけます。
(環境生活総務課)

③県及び市町村の男女共同参画に関する施策の実施状況を調査し、年次報告として取りまとめ、公表します。【再掲】
(環境生活総務課)

重点目標 6 職場における男女共同参画の推進

職場において、意欲のある女性が男性とともにその能力や創造性を存分に発揮しながら、自分自身の経験や実績を生かして活躍し続けることのできる環境づくりに取り組みます。

施策の方向性と具体的な取組

人材育成とネットワークづくり

企業、団体における、女性の活躍推進のための行動計画の策定や、就業環境の整備・改善が促進されるよう取り組んでいきます。

個人のキャリアアップや職業能力開発に向けた取組を推進するとともに、再就職を希望する長期離職者の支援に努めます。

①女性の活躍推進や、一般事業主行動計画の策定に関するセミナーを開催するとともに、計画策定に取り組む企業に対してアドバイザーを派遣し、目標設定や具体的な取組などについて助言を行います。 (環境生活総務課)

②様々な分野で働く女性を対象に、女性リーダーの育成やキャリアアップのためのセミナーを開催するとともに、相互交流によるネットワークづくりを支援します。 (環境生活総務課)

③女性が能力を十分に発揮できるような環境の整備などに取り組む企業を支援します。 (環境生活総務課)

④市町村等と連携して、子育て中の女性が集まりやすい場所で再就職に関する情報提供や相談、セミナー等を実施します。 (青少年家庭課)

⑤子育て中の女性でも簡単にアクセスできる就職情報サイトを設置し、就職活動を支援します。 (雇用政策課)

⑥子育てしながらの就職活動を支援するため、就職フェア等における託児所の設置に努めます。 (雇用政策課)

⑦若年者や長期離職者などの就職を支援するため、ニーズに即した職業訓練を県立高等技術校で実施します。 (雇用政策課)

⑧人材育成における企業の取組を支援するとともに、各階層に応じた研修会を開催します。 (雇用政策課)

⑨建設産業における女性の活躍推進のため、民間との連携のもと女性の入職促進や定着に向けた環境整備を推進します。 (土木総務課)

⑩事業主団体などと連携し、地域における女性の活躍を推進するための協議会を開催します。 (環境生活総務課)

重点目標 7 地域・農山漁村における男女共同参画の推進

農林水産業等における女性の参画を進め、女性の経済的地位向上や女性が住みやすく働きやすい環境づくりに取り組むとともに、身近な暮らしの場である地域社会において、男女がともに支え合いながら、安心して暮らせる環境づくりに努めます。

施策の方向性と具体的な取組

1 農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の推進

農山漁村に根強い固定的な性別役割分担意識の改善に向けた意識啓発に努めるとともに、農業委員をはじめ、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合などの政策・方針決定過程における女性の参画を推進します。

①慣行や習慣として農山漁村に残る固定的な性別役割分担意識の改善を図るため、各種研修会による啓発活動に努めます。 (農業経営課、林業課、水産課)

②男女がそれぞれに主体性をもって働くことができる環境をつくるため、家族経営協定締結の促進に努めます。 (農業経営課)

③農業委員をはじめ農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員などへの女性登用について、関係団体に働きかけます。 (農業経営課、林業課、水産課)

2 農林水産業等における女性の経済的地位向上の推進

農山漁村における女性の経済的地位向上に努めるとともに、女性が住みやすく活動しやすい環境づくりを推進します。また、自営の商工業に携わる女性の地位向上のための支援を行います。

①女性の経済的地位向上を図るため、農林水産業の優れた女性技術者や担い手を育成します。 (農業経営課、林業課、水産課)

②農林水産業の生産活動において女性が新たに活躍できる場の創出や農林水産物加工事業における女性の起業の促進に努めます。 (農業経営課、林業課、水産課)

③農林水産業に携わる女性の活動が積極的に展開されるよう、女性グループが行う知識や技術を習得する研修会などの自主的な活動を支援します。さらに、グループ相互のネットワーク化や情報発信活動を促進します。

(農業経営課、林業課、水産課)

④女性が快適に農林水産業分野で働くことができる環境をつくるため、家族経営協定締結数の拡大や関係団体と連携した就労環境の改善に努めます。

(農業経営課、林業課、水産課)

⑤商工業の経営に携わる女性の資質向上のため、商工団体が行う研修などに対して支援します。

(中小企業課)

3 地域活動における男女共同参画の推進

地域の活動に男女がともに参画しやすい環境づくりに取り組み、お互いの個性や能力を生かした地域活動につながるよう支援します。

①地域における啓発活動を促進するため、男女共同参画サポーター(※)と市町村の連携した取組を支援します。また、活動状況を県のホームページなどで広く県民に情報提供します。

(環境生活総務課)

②公益信託しまね女性ファンド(※)を活用し、女性を中心とするグループが取り組む地域における自主的な活動を支援するとともに、地域で活動する人材の育成に努めます。

(環境生活総務課)

③男女が共同して地域づくりに取り組むグループの優良事例を紹介して啓発に努めます。

(地域政策課)

④中山間地域の住民主体の取組において、現場支援地区(※)等の活動支援に際し、男女が共同して地域づくりに参画できるよう啓発に努めます。

(しまね暮らし推進課)

⑤県民によるボランティア活動やNPO(※)活動など、社会貢献活動の取組を促進するとともに、こうした活動の基盤強化を図るため、しまね県民活動支援センターやボランティアセンターへの支援や、県民への情報提供などに努めます。

(環境生活総務課、地域福祉課)

⑥コミュニティソーシャルワーカー(※)など、県及び市町村の社会福祉協議会が行う地域福祉の推進役となる人材の養成を支援します。

(地域福祉課)

(※) 男女共同参画サポーター:県内各地域の男女共同参画に向けた気運を醸成するため、県や市町村等と連携して地域で啓発活動等を行う人材。

(※) 公益信託しまね女性ファンド:女性が中心となって活動している団体やグループに対して男女共同参画社会づくりや地域づくりなどに向けた活動について、その所要経費の一部を助成する制度。

(※) 現場支援地区:県の中山間地域対策プロジェクトチームにより、地域課題の解決に向けて人的支援を行う地区。

(※) NPO:民間の非営利活動のこと。特定非営利活動促進法により法人格を取得した団体がNPO法人。

4 防災対策における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点に立った防災対策の推進により、地域の防災力の向上を図ります。

①災害発生時には、女性相談窓口の設置や、育児支援、心のケアなどの女性を支援する体制の整備を進めます。 (防災危機管理課)

②市町村が策定する地域防災計画に男女双方の意見を反映させるために、市町村防災会議の委員に女性が登用されるよう働きかけます。また、市町村の設置する避難所において、運営に女性が参画でき、女性に必要な配慮が行われるよう助言します。 (防災危機管理課)

③県内各地で行う防災安全講演会などで、男女双方に配慮した防災対策の必要性について啓発します。 (防災危機管理課)

④男女共同参画の視点に基づく防災講座を市町村と共に実施します。
(環境生活総務課)

5 だれもが安心して暮らせる環境の整備

高齢者、障がい者、県内に在住する外国人などへの生活支援により、だれもが安心して暮らせる環境づくりに努めます。

＜高齢者・障がい者＞

①要介護状態が進まないようにするために、地域の特性を踏まえた介護予防の取組が効果的に推進されるよう、市町村への支援を行います。 (高齢者福祉課)

②高齢者が男女を問わず地域社会の担い手として活躍する環境づくりを進めるため、地域活動を支える高齢者の人材育成に努めます。また、高齢者グループによる生産活動・地域支援活動に対して助成します。 (高齢者福祉課)

③高齢者が悪質商法(※)や特殊詐欺(※)被害に遭わないよう、警察署単位で悪質商法撃退モデル地区を指定し、地域一体となって寸劇や講習会などを通じた被害防止活動に取り組みます。 (生活安全企画課)

(※)コミュニティーソーシャルワーカー：要援護者の生活課題を把握し、支援に関わる専門職のネットワークづくりを進める人材。

(※)悪質商法：購入者に嘘の説明をしたり、脇かしたり、高額な商品を売りつける目的を隠すなどの方法で商品やサービスを購入させる商法。犯罪の手口は、自宅を訪ね高額な商品を言葉巧みに売りつける訪問販売、「靈がついている」などと不安を煽り高額な商品を購入させる靈感商法など様々な手口のものがあります。

④障がい者の施設から地域生活への移行を促進するため、グループホーム（※）の整備を計画的に進めます。（障がい福祉課）

⑤入院中の精神障がい者が円滑に地域生活に移行できるよう、退院に向けた相談体制を充実させます。（障がい福祉課）

⑥異性間での介護などにおいて、介護する人が、介護中であることを周囲に理解していただくため、「介護マーク」（※）の普及に努めます。（高齢者福祉課）

<外国人>

⑦在住外国人が安心して生活できるよう、相談窓口における外国語で対応可能な相談員の配置、市町村や病院などへの通訳ボランティアの派遣、自然災害時に外国人をサポートするボランティア活動への支援などを行います。（文化国際課）

⑧在住外国人と地域住民が地域活動への参加などを通じて相互理解が深まるよう、市町村や関係機関と連携して在住外国人へ地域のイベント情報などの周知や、地域住民への多文化共生に対する啓発に努めます。（文化国際課）

（※）特殊詐欺：面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込みその他 の方法により、現金等をだまし取る詐欺を言い、振り込め詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺）及び振り込め類似詐欺（金融商品等取引名目の特殊詐欺、ギャンブル必勝情報提供名目の特殊詐欺、異性との交際あっせん名目の特殊詐欺及びその他の特殊詐欺）を総称したものを言います。

（※）グループホーム：入所する障がい者に、相談その他日常生活上の援助を提供する共同生活住居。

（※）介護マーク：名刺大に印刷し、介護者が首から下げるなどして使用する。認知症などの介護は他の人から見るとわかりにくいため、公共のトイレの利用や買い物の際などに誤解を受けることがないように設けられた。市町村窓口で交付しています。

基本目標IV 個人の尊厳の確立

重点目標8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

DVや性犯罪など、個人の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するあらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進します。

施策の方向性と具体的な取組

1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護などの推進

配偶者等からの暴力の未然防止をはじめ、相談体制の充実、被害者の保護・自立支援に向けた取組を推進します。

<未然防止に向けた取組>

①県民一人ひとりにDVが重大な人権侵害であるという認識を深めてもらうため、講演会の実施などにより啓発・広報を行います。 (青少年家庭課)

②DV予防のためには、若年期からDVに対する認識を深めることが有効であるため若年層を対象とした啓発を行います。【再掲】 (青少年家庭課)

③中学校、高等学校、特別支援学校で授業等を通じて、生徒にDVやデートDVを予防啓発していきます。【再掲】 (教育指導課)

<相談体制の充実>

④被害者の立場に立って、適切な対応ができるよう、県の女性相談担当者の資質向上に努めます。 (青少年家庭課)

⑤DV相談窓口を広く県民に周知するため、DV相談啓発カードの配置場所の拡大などに努めます。 (青少年家庭課)

⑥各相談窓口では、出張相談、巡回相談や弁護士相談などの専門相談を行うとともに、被害者の心理的ケアのためカウンセリングを行います。 (青少年家庭課)

⑦被害者に接する関係者が二次的被害を起こすことのないように、関係先に働きかけを行います。また、市町村に対してワンストップサービスなど相談体制の充実を働きかけます。 (青少年家庭課)

⑧警察本部におけるDVをはじめ各種相談窓口の周知を図るため、チラシ、携帯カードを作成配布するとともに、ホームページや新聞などで広報します。 (広報県民課)

⑨相談体制の充実を図るため、相談担当者などに対する研修を定期的に実施します。また、関係機関による意見交換会を開催し、連携を強化します。 (広報県民課、少年女性対策課)

<被害者の保護・自立支援>

⑩被害者の一時保護所への移送にあたっては安全に配慮し、一時保護所では入所者や同伴児の心身の状態に応じた医学的、心理的なケアに努めます。(青少年家庭課)

⑪被害者の置かれた状況に応じて、民間シェルターなどへの一時保護委託を行います。
(青少年家庭課)

⑫個々のDV被害者支援には、市町村や関係機関などとの連携が不可欠であるため一層の連携強化を図り情報提供や助言などの支援を行います。(青少年家庭課)

⑬自立に向け住居確保が難しい被害者に対し、自立するまでの間の一時的な住居の提供を行います。また、被害者が経済的自立を図るために必要な資金を貸し付けます。
(青少年家庭課)

<暴力行為への厳正な対処>

⑭被害者からの相談に対して、適切な助言を行うとともに、加害者への厳正な指導・警告などを行います。
(少年女性対策課)

2 性犯罪等への対策の推進

重大な人権侵害である性犯罪に対する取締りの推進と、被害者の保護や支援に取り組みます。

<性犯罪への対策>

①警察本部ホームページやみこびー安全メール、ツイッターの配信により、犯罪の発生状況や不審者などに関する情報提供を行い、犯罪の未然防止に努めます。
(生活安全企画課)

②被害者やその家族への情報提供や、部外カウンセラーの活用などにより精神的負担の軽減を図るほか、診断書料、初診料等の公費負担などにより被害者の経済的負担の軽減を図ります。また、携帯電話、防犯ブザーの貸し出しにより被害者の安全確保に努めます。
(広報県民課)

③性犯罪捜査員を指定し、被害者からの事情聴取、被害届の受理、病院への付き添い等を行い、被害者の立場に立った捜査活動を実施します。また、性犯罪捜査員や女性警察官等を対象とした性犯罪捜査に関する研修会を実施し、性犯罪捜査員等の育成と知識の向上を図ります。
(捜査第一課)

<性犯罪被害者への支援>

④県女性相談センター内に「性暴力被害者支援センターたんぽぽ」を開設し、性暴力被害に特化した電話相談を受けるとともに、必要に応じて医療的支援、心理的支援(カウンセリング)、法的支援(弁護士相談)などの支援を行います。
(青少年家庭課)

＜売買春への対策＞

- ⑤県女性相談センターなどで相談に応じる中で、売春を行う恐れのある女性などの早期発見に努めるとともに、必要な調査、判定、指導及び一時保護を行います。
(青少年家庭課)

- ⑥児童買春や県青少年健全育成条例違反などに対して厳正な取締りを行うとともに、被害児童に対する保護活動を推進します。
(少年女性対策課)

- ⑦風俗営業などの営業実態の把握と売買春事犯の取締りを行うとともに、未然防止に向けた啓発活動を推進します。
(生活環境課)

＜人身取引への対策＞

- ⑧被害者や関係者から相談や保護要請があった場合は、警察や入国管理局などの関係機関と連携を図り、被害者の立場や心情に配慮した適切な対応に努めます。
(青少年家庭課)

- ⑨国などと連携し、風俗営業所における外国人の雇用実態を把握するとともに、不法就労や売春関係事犯の取締りを推進します。
(生活環境課)

＜ストーカー行為への対策＞

- ⑩被害者からの相談に対して、適切な助言を行うとともに、行為者に対する検挙・警告・指導を行います。
(少年女性対策課)

- ⑪広報動画などの広報資料を活用し、ストーカー規制法の概要、被害防止方策などに関する広報啓発を行います。
(少年女性対策課)

3 ハラスメント防止対策の推進

職場などにおけるあらゆるハラスメントの防止に向けた対策を推進します。

- ①事業主を対象としたセミナーや啓発誌の配布などを通じて、事業所におけるセクシュアル・ハラスメント防止に取り組みます。
(雇用政策課)

- ②県職員に対して、ハラスメント防止に向けたパンフレットの活用や各種研修などを通じて各職場等における啓発に努めます。また、各職場ごとに相談員を配置するなど、相談しやすい環境づくりに努めます。
(人事課・人権同和教育課・教育庁総務課・学校企画課・警務課)

重点目標9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

男女がお互いの身体的特質を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持ちながら、健康で自立した生活を送ることは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となるものです。

男女がお互いの心身及び健康について理解を深めつつ、生涯にわたり健康で過ごせるよう支援します。

施策の方向性と具体的な取組

1 思春期・若年期における健康づくり

健康に重大な影響を及ぼすエイズや性感染症などの予防に向け、正しい知識の普及啓発に努めます。また、身体や精神の健康をむしばむ薬物の乱用防止に取り組みます。

①各学校において、性に関する教育を子どもの発達段階に応じて、学校教育活動全体を通して計画的、継続的、組織的に推進します。また、医療関係者などと連携し、その基礎となる自他を大切にする心や、人間関係を築く資質や能力、命を尊重する態度などの育成を図ります。
(保健体育課)

②エイズ・性感染症出張講座により若い世代への性感染症などの正しい知識の普及啓発を図ります。
(薬事衛生課)

③大麻や覚醒剤など、健康に重大な影響を及ぼす薬物の乱用を防止するため、学校をはじめ若年層を対象にした薬物乱用防止教室の開催や、街頭キャンペーンなどの啓発活動を通じて県民の薬物乱用防止意識の高揚を図ります。また、取締り活動を徹底し、供給の遮断、需要の根絶及び薬物を許さない社会環境の醸成に努めます。
(薬事衛生課、保健体育課、少年女性対策課、組織犯罪対策課)

④喫煙による健康への悪影響についてさらに普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し、未成年者の喫煙防止に向けた環境づくりや受動喫煙防止対策の推進に努めます。
(健康推進課、保健体育課)

2 妊娠・出産などに関する健康支援

妊娠・出産は女性の健康にとって大きな節目であり、地域において安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに努めます。

①妊娠中の健康管理や子育て不安などに対応するため、妊娠早期から、市町村や医療機関などと連携して妊娠・出産・子育てについて切れ目のない支援の充実を図ります。
(健康推進課)

②不妊に悩む方への支援として、専門相談や研修会などを開催します。また、保険適用がなく、治療費が高額な体外受精などの特定不妊治療費の一部を助成します。
(健康推進課)

③安全で安心な出産ができる環境を維持するため、島根県周産期医療ネットワーク(※)の充実とセミオープンシステム(※)などの医療機能の分担、院内助産システム(※)の導入が促進されるよう努めます。
(健康推進課)

④産科・小児科などの医師が不足している診療科の医師確保に取り組みます。
(医療政策課)

3 中高年期における健康づくり

生涯を通じた健康の保持増進を図るため、男女の性差を踏まえながら健康相談、がん検診の受診啓発、生活習慣病の予防などに取り組みます。

①保健所において、思春期から更年期における女性の各期の悩みに対して相談に応じます。
(健康推進課)

②女性に特有な乳がんや子宮がんなどの早期発見のため、がん検診の受診啓発に努めます。特に子宮頸がんは比較的若い女性に多く見られることから、若いうちから検診を受けるよう働きかけます。また、検診の場や受診時間の拡大など、受診しやすい体制づくりに努めます。
(健康推進課)

③壮年期男性に多い自殺をはじめ、がん、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の予防に向けて、職域などへの啓発に努めます。
(健康推進課)

④がんや心筋梗塞などの予防のため、受動喫煙防止や禁煙サポートなどのたばこ対策を進めます。(健康推進課)

(※) 島根県周産期医療ネットワーク：周産期とは、妊娠後期から新生児早期までのお産に関わる時期のこと。この時期に母体、胎児、新生児を総合的に管理し、母と子の健康を守るのが周産期医療。対応が難しい妊娠異常や分娩の異常、未熟児などのハイリスク新生児に適切に対応するため、島根県では、高度な医療を提供する機関として総合周産期母子医療センター（県立中央病院）、地域周産期母子医療センター（松江赤十字病院、益田赤十字病院）及び島根大学医学部附属病院と地域の医療機関が連携体制を組み、適切な周産期医療が受けられることを目指しています。

(※) セミオープンシステム：診療所と病院が連携して、妊婦健診は近くの診療所で受け、分娩は設備が整った病院で行うことにより、妊婦の利便性を保ちながら、それぞれの医療機関の特性を活かした役割分担により、その機能を有効に發揮するシステム。

(※) 院内助産システム：医療機関の中で正常な経過をたどっている妊娠婦を対象に、助産師が主となって妊娠期から分娩、産褥期までを担当するシステム。事前に医師との協議による基準によって、必要があればすぐに医師主導に切り替えることができる。このシステムを活用して、助産師が外来で妊婦健診・保健指導を行う「助産師外来」と助産師が主体的にお産を介助する「院内助産」がある。

第5章 計画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、本計画に記載した各種施策を確実に推進するため、県における推進体制を充実させ、適切な進行管理を行うとともに、県民、市町村、企業、団体などと連携した取組を進めます。

1 全庁的な推進

あらゆる分野の施策に男女共同参画の視点を反映させるため、府内の関係部局が情報の共有と連携を図り、本計画に基づいて、諸施策を総合的、計画的、効率的に推進します。

県の拠点施設である男女共同参画センター「あすてらす」では、相談、情報の収集・提供、調査研究や学習研修の実施、交流の場の提供などに努めるとともに、地域の実情に応じた実効性のある事業を展開します。

2 計画の進行管理、公表

本計画が、目標の達成に向けて有効かつ着実に推進されるよう、男女共同参画に関する施策の実施状況や目標数値の達成状況などを取りまとめ、毎年その結果を公表します。

3 県民等と一体となった推進

男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりが男女共同参画を自らの課題としてとらえ、家庭、職場、地域、学校など、社会のあらゆる場面で主体的に取り組むことが大切です。このため、市町村、企業、団体などと連携し、一体となって取組を推進します。